

若宮商工会 宮若特産品認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮若市において生産される商品のうち、本市の特産品として、育成しようとするものについて、認定制度を設けることにより、産業の振興及び活性化に寄与し、宮若市のブランド商品として「宮若じまん」を確立することを目的とする。

(名称)

第2条 宮若市の特産品として認定された特産品は、「宮若じまん」と称する。

(申請資格)

第3条 「宮若じまん」の申請資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合においてはその許可等を受けた者
- (2) その他、会長が申込資格を有すると認めた者

(認定対象品)

第4条 「宮若じまん」の認定の対象とする产品及び製品は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 商品及び製品の原材料が宮若地域で生産されたもの
- (2) 製造方法・由来が深く宮若市にかかわるもの
- (3) 市内で生産された生産物であるもの
- (4) 宮若市及び商工会が、特産品の開発段階からかわり商品化したもの及び、宮若じまん振興会が支援できるもの

(認定申請)

第5条 「宮若じまん」の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「宮若じまん」申請書を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請は毎年4月1日から翌年3月31日まで随時行うことができる。

(認定基準)

第6条 「宮若じまん」の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 「宮若じまん」として相応しい品質を持つもの
- (2) 食品・農産加工品・調味料・酒類等においては主たる材料が宮若地域で生産されていること
- (3) 工芸品等においては、原材料、製造方法・技巧・加工法・意匠等が宮若市にちなみ郷土色豊かな表現をもつもの
- (4) 農産物においては、福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証制度に基づき認証マークの表示が認められたもの
- (5) 商標及び梱包容器等において虚偽表示、誇大表示等がなく消費者にとって有意な表示がなされていること
- (6) 食品衛生法等の関係法令に違反しないものであること
- (7) 季節限定品を除き認定期間中、安定的な供給が可能であり、一般の流通経路に

において消費者が購入可能であること

- (8) 上記以外で宮若じまんの推進、宮若市のイメージ向上に必要であると特に委員会
会で認められたもの

(認定)

第7条 会長は、申請のあった品目について、所要事項の確認及び検討を行った上で
前条に定める認定基準に適合していると認めるときは、当該品目を特産品「宮
若じまん」として認定し、宮若市長へ報告するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により認定した品目の申請者に対し「宮若じまん」認定通知
書（以下「認定書」という。）を交付する。

(認定の効果)

第8条 特産品の認定を受けたものは、当該商品の販売に対し、別表に掲げる認定証
票（以下「証票」という。）を利用することができる。

- 2 協力団体は、認定を受けた特産品を広報等で公表、利用するなど、販売促進のた
めに積極的なPRを行い、その商品の育成に協力するものとする。

(認定マークの表示等)

第9条 前条により認定書の交付を受けた者（以下「認定を受けた者」という。）は、
当該品目に、会長が別に定める認定マーク及び統一メッセージを使用し、統一
イメージの向上と浸透を図らなければならない。

- 2 認定を受けた者は、前項の表示以外のものについても、創意工夫により表示内容
を付加することができる。ただし、あいまいな表現、誤解を招くような表現等は行
ってはならない。

- 3 認定を受けた者は、別表1の認定マーク使用価格を宮若じまん振興会に支払うも
のとする。

(認定期間)

第10条 「宮若じまん」の認定期間は、認定された日の属する事業年度から3カ年度
が終了する日までとする。

- 2 認定期間満了後も引き続き「宮若じまん」の認定を受けようとする者は、認定期
間満了の3ヶ月前までに会長に継続認定の申込を行うものとする。

(認定の変更等)

第11条 認定を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、様式1の変更又は中
止届を会長に提出しなければならない。

- (1) 認定を受けた者の氏名若しくは名称又は製造加工所の所在地を変更したとき
- (2) 認定品の名称及び規格等を変更したとき
- (3) 認定品の意匠及び価格を変更したとき
- (4) 認定品の生産及び製造加工を中止したとき
- (5) 認定商品の認定を取り消す場合には、様式2の解除届を会長に提出しなければ
ならない

(認定の取消し)

第12条 会長は、認定品が次の各号の一に該当すると認めるときは、認定を取消す

ことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段を用いて認定を受けたとき
 - (2) 認定マーク等を不正に使用したとき
 - (3) 正当な理由なく会長の指導に従わないとき
 - (4) 品質及び量目等の形態を変更し、「宮若じまん」として適当でないと認められたとき
 - (5) 「宮若じまん」としての信用を著しく害する行為があったとき
- 2 会長は、前項の認定の取消しを行う場合は、事前に必要な調査及び意見聴取を行うものとする。
- 3 会長は、前項の認定の取消しを決定した場合は、速やかに認定を受けた者に通知し、認定マーク及び統一メッセージの使用停止等の措置を講じなければならない。この場合において、損害が生じたときは全て認定を受けた者の負担とする。

(認定事業委員会)

- 第 13 条 「宮若じまん」の認定又は認定の取消しを行う場合は、事前に認定事業委員会（以下「委員会」とする）で審議するものとする。
- 2 委員会は 10 名以内をもって組織する。
 - 3 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。
 - 4 委員の任期は、委員を委嘱した日の属する事業年が終了する日までとする。任期期間中に特別な事由が発生した場合は委員を交代できるものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか、「宮若じまん」の認定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 7 日から施行する。

別表 1

- (1) 「宮若じまんシール」 (大・小) 1 枚 5 円
- (2) 認定マークを印刷使用の場合、若宮商工会に申し出を行い、使用枚数 1 枚 3 円を自己申告として支払う。